

# 令和2年厚木市農業委員会11月定例総会議事録

日 時 令和2年11月25日 水曜日 午後1時30分から午後2時25分まで

場 所 農業委員会会議室

出席者 会長  
13番 堀 池 春 夫 (議長)  
農業委員  
1番 市 川 和 典                      2番 松 野                      勝  
3番 野 口 政 夫                      4番 新 藤 悦 子  
5番 小 澤                      隆                      6番 梅 澤 清 子  
7番 難 波 博 文                      8番 井 上 謙 治  
10番 松 前                      進                      11番 三 橋 澄 夫  
12番 早 川                      曉 (会長職務代理者)

欠席者 9番 山 川 宏 司

事務局出席者 事務局長 専任主幹 副主幹兼農地管理係長  
都市農業支援担当主幹 農地管理係主事

## 議事日程

- 1 市街化区域内農地転用の届出に係る専決処理について (報告17件)
- 2 農地法第3条の3の規定による届出について (報告12件)
- 3 東京国税局長からの農地等の現況に関する照会に対する調査結果について (報告1件)
- 4 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について (報告1件)
- 5 農地法の適用を受けない土地の証明について (報告4件)
- 6 議案第54号 農地法第3条の規定による許可申請について (3件)
- 7 議案第55号 農地法第5条の規定による許可申請について (5件)
- 8 議案第56号 農用地利用集積計画の決定について (16件)

<議長>

ただいまの出席委員は12人で定足数に達しております。

9番の山川委員から欠席の届けが出ております。

これより、令和2年厚木市農業委員会11月定例総会を開会いたします。

議事録署名人を選出したいと思いますが、議長指名でよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

<議長>

それでは、5番の小澤隆委員と6番の梅澤清子委員にお願いいたします。

本日の議事日程は、お手元に配布してあります日程表のとおりでございます。

日程に入ります。

日程1、「市街化区域内農地転用の届出に係る専決処理」についてを議題といたします。

事務局の報告を求めます。

<事務局長>

ただいま議題となりました「市街化区域内農地転用の届出に係る専決処理」について、御報告申し上げます。

今回報告する対象は、10月13日から11月10日までに受け付けしたもので、それぞれ届出内容を精査いたしましたところ、適法であると認められましたので、市街化区域内農地転用の届出に係る事務処理規程に基づき専決処理し、受理通知書を交付いたしましたものでございます。

それでは、農地法第4条及び第5条の処理状況について、総括表に基づき御報告いたします。

法第4条につきましては、合計で9件、10筆、面積は3,181平方メートルでございます。

法第5条につきましては、合計で8件、10筆、面積は2,591.53平方メートルでございます。

法第4条及び第5条の総計は、17件、20筆、面積は5,772.53平方メートルでございます。

届出内容の説明につきましては、先に議案書を送付させていただいておりますので、省略させていただきます。

以上でございます。

<議長>

ただいまの報告について、質問がありましたらお願いします。

<松前>

転用目的が公衆用道路となっている案件がありますが、どのような理由でしょうか。

<副主幹兼農地管理係長>

当該案件につきましては、宅地分譲に伴い必要となった専用通路でございます。

<議長>

他に質問はございませんか。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、次に進めさせていただきます。

日程2、「農地法第3条の3の規定による届出」についてを議題といたします。

事務局の報告を求めます。

<事務局長>

ただいま議題となりました「農地法第3条の3の規定による届出」について、御報告いたします。相続等による農地法の許可を要しない権利取得について、10月13日から11月10日までに受け付けしたもので、それぞれ届出内容を審査いたしましたところ、適法と認められましたことから、受理通知書を交付いたしましたので、総括表に基づき御報告いたします。

被相続人は6人、農地の所有権を取得された相続人は12人、筆数は31筆、面積は17,316平方メートルでございます。あっせんの希望は全て無しでございます。

なお、届出内容の説明につきましては、先に議案書を送付させていただいておりますので、省略させていただきます。

以上でございます。

<議長>

ただいまの報告について、質問がありましたらお願いします。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、次に進めさせていただきます。

日程3、「東京国税局長からの農地等の現況に関する照会に対する調査結果」についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

<事務局長>

ただいま議題となりました「東京国税局長からの農地等の現況に関する照会に対する調査結果」について、御報告いたします。

本件につきましては、令和2年10月26日付けで東京国税局長から土地の現況について照会があったものです。

土地の所在は飯山字山田原2筆、地目は全て畑、合計面積は1,370平方メートルでございます。

所有者は、横浜市磯子区洋光台5丁目にお住まいのAさん及び東京都清瀬市中清戸5丁目にお住まいのBさんです。

調査しましたところ、当該地は市街化調整区域内の土地で、現況が非農地であることを確認しております。

1筆は昭和37年10月30日付けで農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用の許可をしており、もう1筆は、農地転用の許可がなかったことから神奈川県知事に照会をし、原状回復命令を発する

予定はない旨回答を得ております。

国からの通達に基づき、地目変更登記に係る登記官からの照会の取扱いに準ずる事務処理となることから、事務局長専決事項として調査結果を回答いたしましたので、御報告いたします。

以上でございます。

<議長>

ただいまの報告について、質問がありましたらお願いします。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、次に進めさせていただきます。

日程4、「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明」についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

<副主幹兼農地管理係長>

ただいま議題となりました「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明」について、御報告いたします。

御報告する案件は1件です。

本証明につきましては、生産緑地法第10条の規定に基づき、生産緑地の買取りの申出を行う際に必要な証明となっております。

生産緑地の所有者は、都市計画法第20条第1項の告示の日から30年を経過したとき、又は当該生産緑地に係る農業の主たる従事者が死亡し、若しくは農業に従事することを不可能にさせる故障が生じた場合、市長に買取りの申出をすることができることとされております。

証明願提出者は、下川入にお住まいのCさん。買取り申出を行おうとする生産緑地は、下川入字八ノ域1筆、地目は畑、面積は500平方メートルです。

この生産緑地は、Cさんが中心となって耕作しておりましたが、Cさんが右大腿骨を骨折したため、医師から農作業等の重労働は困難であるとの診断がなされたことから、市長に買取り申出を行うため、本証明が必要になったものです。

本証明願を受け、現地調査及び地区担当の松野委員及び小澤委員から意見聴取を行った結果、当該生産緑地において、Cさんが農業に従事していたことが確認できましたので、生産緑地法第10条の規定に基づく農業の主たる従事者であった旨の証明書を10月20日付けで交付したものでございます。

以上でございます。

<議長>

ただいまの報告について、質問がありましたらお願いします。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、次に進めさせていただきます。

日程5、「農地法の適用を受けない土地の証明」についてを議題といたします。  
事務局の説明を求めます。

〈副主幹兼農地管理係長〉

ただいま議題となりました「農地法の適用を受けない土地の証明」について、御報告いたします。  
御報告する案件は4件です。

1番でございます。

証明願提出者は上荻野にお住まいのDさん、対象地は上荻野字下峯2筆、登記地目は全て畑、合計面積は857平方メートルです。

これらの土地は、昭和32年頃までは、亡夫により耕作されておりましたが、隣接する山林の樹木の成長により日照が悪くなり、また、傾斜地であることから耕作が断念された結果、昭和35年頃には竹林化し、以降現在に至っているものです。

平成22年撮影の航空写真で竹林化していることが確認でき、また、平成23年度固定資産(土地)評価証明書で雑種地、山林課税されていることが確認できることから、10月15日、野口委員及び難波委員立会いのもと現地調査を行った結果、農地法第2条第1項に規定する農地及び採草放牧地のいずれにも該当しないという結論に至り、また、農地法の適用を受けない土地に関する運用指針第2の要件を満たすことから、10月22日付けで非農地証明を交付したものでございます。

続いて2番でございます。

証明願提出者は上荻野にお住まいのEさん、対象地は上荻野字横林1筆、登記地目は畑、面積は541平方メートルです。

当該土地は昭和43年に倉庫、平成6年に住宅が建築され、以降、住宅敷地として利用されてきたものです。

平成22年撮影の航空写真で住宅敷地として利用されていることが確認でき、また、平成23年度固定資産(土地)評価証明書で宅地課税されていることが確認できることから、10月27日、野口委員及び難波委員立会いのもと現地調査を行った結果、農地法第2条第1項に規定する農地及び採草放牧地のいずれにも該当しないという結論に至り、また、農地法の適用を受けない土地に関する運用指針第2の要件を満たすことから、10月27日付けで非農地証明を交付したものでございます。

続いて3番でございます。

証明願提出者は三田南3丁目にお住まいのFさん、対象地は三田南三丁目1筆、登記地目は畑、面積は39平方メートルです。

当該土地は、隣接する土地とともに厚木秦野道路建設事業に伴う収用代替地として宅地への転用が計画されていたものですが、県の農地転用審査基準により、従前と同程度の敷地面積しか転用できないことから、転用対象地から除かれた結果、位置及び面積からみて農業の用に供することができない土地となり、現在に至っているものです。

これらの経過を踏まえ、11月2日、松野委員及び小澤委員立会いのもと現地調査を行った結果、位置及び面積からみて、農地として耕作の用に供することができない土地であるという回答をいただき、このことは、農地法の適用を受けない土地に関する運用指針第2の要件を満たすため、11月5日付けで非農地証明を交付したものでございます。

最後に4番でございます。

証明願提出者は中依知にお住まいのGさん、対象地は金田字新大畑下1筆及び同字新白鳥1筆、

登記地目は全て畑、合計面積は376平方メートルです。

当該土地は、相模川の河川保全区域であり、昭和63年に相続した時点で既に原野化しており、農地としての利用ができず、現在に至っているものです。

平成22年撮影の航空写真で原野化していることが確認できることから、11月10日、梅澤委員及び井上委員立会いのもと現地調査を行った結果、農地法第2条第1項に規定する農地及び採草放牧地のいずれにも該当しないという結論に至り、また、農地法の適用を受けない土地に関する運用指針第2の要件を満たすことから、11月11日付けで非農地証明を交付したものでございます。

以上でございます。

<議長>

事務局の報告が終わりましたが、現地を確認されました委員から補足説明がありましたらお願いします。

[補足説明なし]

<議長>

ただいまの報告について、質問がありましたらお願いします。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、次に進めさせていただきます。

日程6、議案第54号「農地法第3条の規定による許可申請」についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

<専任主幹>

ただいま議題となりました議案第54号「農地法第3条の規定による許可申請」について、御説明申し上げます。お諮りする案件は3件でございます。

1番でございます。

対象となる農地は山際字南海道8筆、地目は全て田、合計面積は2,279平方メートルでございます。

渡人は山際にお住まいのHさん、受人は山際にお住まいのIさんです。

経営規模拡大のための売買による所有権移転で、水稻の利用が予定されております。

受人の保有する機械につきましては、トラクター、田植機及びコンバイン等。労働力につきましては、本人、父及び母の3人です。

続いて2番でございます。

対象となる農地は飯山字界原1筆、地目は畑、面積は178平方メートルでございます。

渡人は飯山にお住まいのJさん、受人は飯山にお住まいのKさんです。

経営規模拡大のための売買による所有権移転で、露地野菜の利用が予定されております。

受人の保有する機械につきましては、トラクター、軽トラ、管理機等。労働力につきましては、本人、妻及び長女の3人です。

最後に3番でございます。

対象となる農地は飯山字界原1筆、地目は畑、面積は83平方メートルでございます。

渡人は及川にお住まいのLさん、受人は飯山にお住まいのKさんです。

経営規模拡大のための売買による所有権移転で、露地野菜の利用が予定されております。

受人の保有する機械につきましては、トラクター、軽トラ、管理機等。労働力につきましては、本人、妻及び長女の3人です。

1番から3番までの全てにおいて、農作業常時従事要件及び下限面積の基準を満たしているものです。

農地法第3条の規定による許可申請の説明は以上でございます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

<議長>

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

何か質問はありませんか。

<難波委員>

2番及び3番の参考資料について、図面に記載されている区画の詳細を教えてください。

<専任主幹>

申請地付近は厚木秦野道路の建設予定地となっており、収用事業が始まっておりますことから、道路予定区域を図面上に記載したものでございます。

<議長>

他に質問はございませんか。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

日程6、議案第54号「農地法第3条の規定による許可申請」について、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

[採決 全員挙手]

<議長>

挙手全員。

よって、日程6、議案第54号「農地法第3条の規定による許可申請」については、許可することに決しました。

<議長>

続きまして、日程7、議案第55号「農地法第5条の規定による許可申請」についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

<農地管理係主事>

ただいま議題となりました議案第55号「農地法第5条の規定による許可申請」について、御説明申し上げます。

お諮りする案件は5件でございます

1番でございます。

対象となる農地の所在は及川字廣町3筆、地目は全て田、合計面積は1,598平方メートルです。

受人は伊勢原市石田の株式会社M、代表取締役Nさん、渡人は飯山にお住まいのOさん及び藤沢市辻堂元町2丁目にお住まいのPさんです。

農地区分は、睦合西地区市民センターから300メートル以内の第3種農地です。

本申請は、所有権移転による車両置場設置のための転用許可申請です。

受人は不動産の売買、仲介、あっせん、賃貸及び管理業を営む法人で、所有権を取得し、愛名で自動車販売修理業を営むQに車両置場として貸し出すことを目的に、今回申請されたものです。

Qは、現在利用している中荻野の工場から近く、必要な車両台数が確保できる申請地の利用要望を株式会社Mに伝え、申請に至ったものです。

申請地の東側及び北側は道路、西側は田、南側は小鮎川河川区域に接しております。

土地利用計画図によりますと、出入口を東側に幅約6メートル設け、敷地内を転圧・整地の上、砂利敷し、車両36台分の駐車スペースとして利用しようとするものです。

隣接地等への被害防除措置として、東側及び北側は道路の中心から2.5メートルセットバックし、地先境界ブロックを新設、西側は単管パイプ及び高さ2メートルの鋼板を新設、南側は単管パイプ及び高さ40センチメートルの土留鋼板を新設するほか、東側に緑地帯を設ける計画となっております。

敷地内の雨水処理につきましては、雨水浸透柵及び浸透トレンチ管にて敷地内浸透処理する計画となっております。

農地法第5条第2項第4号に規定する周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれにつきましては、現地を確認したところ、日照や通風については特に支障を生ずるおそれはないものと判断されます。

なお、本申請の開発区域の面積が500平方メートルを超えておりますので、市の住みよいまちづくり条例の対象となっており、現在手続中となっております。

続いて2番でございます。

対象となる農地の所在は及川字廣町3筆、地目は全て田、合計面積は1,186平方メートルです。

受人は三田の有限会社R、代表取締役Sさん、渡人は飯山にお住まいのOさん及び藤沢市辻堂元町2丁目にお住まいのPさんです。

農地区分は、睦合西地区市民センターから300メートル以内の第3種農地です。

本申請は、所有権移転による車両置場設置のための転用許可申請です。

受人は中古自動車の販売、輸出入及び修理業を営む法人で、以前使用していた車両置場を退去しなければならなかったことから、令和2年6月に三田字前田1筆について転用許可を受け、車両置場として令和2年8月から使用していました。

しかし、事業拡大により、必要な面積を確保できなくなったことから、新たな車両置場を探していたところ、国道412号に近く、面積が十分に確保できる当該地を選定し、今回申請されたものです。



申請地の東側は田、西側は資材置場、北側は道路、南側は小鮎川河川区域に接しております。

土地利用計画図によりますと、出入口を北側に幅約6メートル設け、敷地内を転圧・整地の上、砂利敷し、車両22台分の駐車スペースとして利用しようとするものです。

隣接地等への被害防除措置として、東側は単管パイプ及び高さ2メートルの鋼板を新設、西側は既存の鉄筋コンクリート擁壁及び鋼板塀を利用、南側は単管パイプ及び高さ40センチメートルの土留鋼板を新設、北側は道路の中心から2.5メートルセットバックの上、地先境界ブロックを新設するほか、東側に緑地帯を設ける計画となっております。

敷地内の雨水処理につきましては、雨水浸透柵及び浸透トレンチ管にて敷地内浸透処理する計画となっております。

農地法第5条第2項第4号に規定する周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれにつきましては、現地を確認したところ、日照や通風については特に支障を生ずるおそれはないものと判断されます。

なお、本申請の開発区域の面積が500平方メートルを超えておりますので、市の住みよいまちづくり条例の対象となっており、現在手続中となっております。

続いて3番でございます。

対象となる農地の所在は及川字柳流2筆、地目は田、合計面積は345平方メートルです。

受人は妻田西1丁目の株式会社T、代表取締役Uさん、渡人は飯山にお住まいのVさんです。

農地区分は、睦合西地区市民センターから300メートル以内の第3種農地です。

本申請は、賃借権設定による駐車場設置のための転用許可申請です。

受人は旅客自動車運送業を営む法人で、大型バス19台、中型バス5台及びマイクロバス6台で営業しております。

昨年までは、常にバスが業務に使用されている状態でしたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、観光バス需要が激減したことにより、常時駐車しておかなければならず、現在使用している駐車スペースでは十分な面積が確保できなくなったことから、事業所から近い申請地を選定し、今回申請されたものです。

申請地の東側及び南側は駐車場、北側は畑、西側は道路に接しております。

土地利用計画図によりますと、出入口を西側に幅約4メートルのスロープで設け、敷地内を転圧・整地の上、砂利敷し、車両4台分の駐車スペースとして利用しようとするものです。

隣接地等への被害防除措置として、東側、南側及び北側に単管パイプ及び波板鋼板を新設、西側は、既存ガードフェンスを利用する計画となっております。

敷地内の雨水処理につきましては、敷地内浸透処理する計画となっております。

農地法第5条第2項第4号に規定する周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれにつきましては、現地を確認したところ、日照や通風については特に支障を生ずるおそれはないものと判断されます。

続いて4番でございます。

対象となる農地の所在は三田字島畑2筆、地目は全て田、合計面積は864平方メートルです。

受人は三田の株式会社W、代表取締役Xさん、渡人は三田にお住まいのYさんです。

農地区分は、市街化区域から500メートル以内かつ農地の広がり10ヘクタール未満の第2種農地です。

本申請は、所有権移転による資材置場設置のための転用許可申請です。

受人は自動車、自動車部品の輸出入及び販売業を営む法人で、事業が順調なことから新たな資材

置場を探していたところ、現在使用している資材置場に近く、県内外の各所にアクセスがしやすい申請地を選定し、今回申請されたものです。

申請地の東側は水路、西側及び北側は資材置場、南側は宅地及び道路に接しております。

土地利用計画図によりますと、出入口を南側に幅約1.7メートル設け、敷地内を転圧・整地の上、砂利敷し、自動車部品を置く資材置場として利用しようとするものです。

隣接地等への被害防除措置として、東側、西側及び北側に高さ1.8メートルのガードフェンスを新設、東側の通路部分及び道路との境界には地先境界ブロックを新設、南側は既存コンクリートブロックを利用するほか、西側に緑地帯を設ける計画となっております。

敷地内の雨水処理につきましては、雨水浸透柵及び浸透トレンチ管にて敷地内浸透処理する計画となっております。

農地法第5条第2項第4号に規定する周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれにつきましては、現地を確認したところ、日照や通風については特に支障を生ずるおそれはないものと判断されます。

なお、本申請の開発区域の面積が500平方メートルを超えておりますので、市の住みよいまちづくり条例の対象となっており、現在手続中となっております。

最後に5番でございます。

対象となる農地の所在は下荻野字石神3筆、地目は全て畑、合計面積は1,162平方メートルです。

受人は海老名市東柏ヶ谷2丁目の株式会社Z、代表取締役aさん、渡人は下荻野にお住まいのbさんです。

農地区分は、第3種農地及び第1種農地のいずれの要件にも該当しない第2種農地です。

本申請は、所有権移転による資材置場設置のための転用許可申請です。

受人は不動産の売買、仲介、賃貸、管理及びこれらの代理並びにコンサルティング業を営む法人で、所有権を取得し、大和市福田1丁目で建築工事業を営む有限会社cに資材置場として貸し出すことを目的に、今回申請されたものです。

有限会社cは、県央エリアを中心に年間200棟以上の建物施工をしている工務店で、近年厚木エリアの受注が増加傾向にあり、新たな資材置場が必要となったことから、接道の幅員が5メートル以上あり、市内各地区にアクセスがしやすい申請地の利用要望を株式会社Zに伝え、申請に至ったものです。

申請地の東側、西側及び南側は道路、北側は山林に接しております。

土地利用計画図によりますと、出入口を南側に幅約5メートルのスロープにて設け、敷地内を転圧・整地の上、資材置場として利用しようとするものです。

隣接地等への被害防除措置として、東側は既存のネットフェンスを利用、南側は既存擁壁を利用するほか、南側及び北側に緑地帯を設ける計画となっております。なお、西側及び北側は申請地よりも高くなっているため、被害防除措置は行わない計画となっております。

敷地内の雨水処理につきましては、雨水浸透柵及び浸透トレンチ管にて敷地内浸透処理する計画となっております。

農地法第5条第2項第4号に規定する周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれにつきましては、現地を確認したところ、日照や通風については特に支障を生ずるおそれはないものと判断されます。

なお、本申請の開発区域の面積が500平方メートルを超えておりますので、市の住みよいまちづくり条例の対象となっており、11月2日付けで事業計画が承認されております。

農地法第5条の規定による許可申請についての説明は以上でございます。  
よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

<議長>

ただいまの説明について、質問がありましたらお願いします。

<小澤委員>

4番について、進入路が狭く、進入路に隣接する住宅や水路に影響を及ぼさないか懸念があります。

<農地管理係主事>

進入路の幅員は1.7メートルとなっております。東側は開渠きよとなっておりますことから、代理人には留意するよう指導しております。指導の中で、利用する車両が進入できることを示すため、車両が進入した状態の写真の提出を求め、市のまちづくり指導課と確認いたしました。

東側の水路については、地先境界ブロックを設置し、被害防除措置を行っております。

<小澤委員>

隣接する住宅に影響の出ないように十分に注意してください。

また、農地転用全般について、転用許可後に転用目的外の利用に供される場合が散見されます。転用許可申請時に転用行為者に十分な指導をしていただいたり、転用行為後に農業委員会として注意を払ったりするなど、対応の検討をお願いします。

<農地管理係主事>

農地転用許可申請時の計画通り利用されるよう、農業委員会事務局として十分に注意を払っています。

<議長>

他に質問はございませんか。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

日程7、議案第55号「農地法第5条の規定による許可申請」について、許可相当とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

[採決 全員挙手]

<議長>

挙手全員。

よって、日程7、議案第55号「農地法第5条の規定による許可申請」については、許可相当とし

て県に進達することに決しました。

<議長>

続きまして、日程 8、議案第56号「農用地利用集積計画の決定」についてを議題といたします。

本議案は 1 番から16番までございますが、1 番につきましては小澤委員が関係する事案です。

農業委員会等に関する法律第31条の規定により、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができませんので、小澤委員の退室を求めます。

[小澤委員 退室]

<議長>

それでは、日程 8、議案第56号「農用地利用集積計画の決定」の 1 番について、事務局の説明を求めます。

<都市農業支援担当主幹>

ただいま議題となりました議案第56号「農用地利用集積計画の決定」の 1 番について、御説明申し上げます。

借人は三田にお住まいの d さん。

申出地は三田字下川原 2 筆、地目は全て田、合計面積は1,998平方メートルです。

利用目的は水稲、3年間の使用貸借権の新規設定でございます。

本件については、農用地の全てについて耕作を行うことが認められ、また、耕作に必要な農作業に常時従事することが認められるものであり、農業経営基盤強化促進法第18条第 3 項に規定する要件を満たしているものです。

以上でございます。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

<議長>

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

何か質問はありませんか。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

日程 8、議案第56号「農用地利用集積計画の決定」の 1 番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

[採決 全員挙手]

<議長>

挙手全員。

よって、日程 8、議案第56号「農用地利用集積計画の決定」の 1 番については、原案のとおり決定されました。

ここで小澤委員を入室させてください。

[小澤委員 入室]

<議長>

続きまして、本議案の 2 番及び 3 番につきましては井上委員が関係する事案です。

農業委員会等に関する法律第31条の規定により、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができませんので、井上委員の退室を求めます。

[井上委員 退室]

<議長>

それでは、日程 8、議案第56号「農用地利用集積計画の決定」の 2 番及び 3 番について、事務局の説明を求めます。

<都市農業支援担当主幹>

ただいま議題となりました議案第56号「農用地利用集積計画の決定」の 2 番及び 3 番について、御説明申し上げます。

借人は上依知にお住まいの e さん。

申出地は上依知字中屋敷 2 筆及び同字舞台 1 筆、地目は全て田、合計面積は 2,573 平方メートルです。

利用目的は水稲、3 年間の使用貸借権の更新設定でございます。

本件については、農用地の全てについて耕作を行うことが認められ、また、耕作に必要な農作業に常時従事することが認められるものであり、農業経営基盤強化促進法第18条第 3 項に規定する要件を満たしているものです。

以上でございます。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

<議長>

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

何か質問はありませんか。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

日程 8、議案第56号「農用地利用集積計画の決定」の 2 番及び 3 番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

[採決 全員挙手]

<議長>

挙手全員。

よって、日程 8、議案第 56 号「農用地利用集積計画の決定」の 2 番及び 3 番については、原案のとおり決定されました。

ここで井上委員を入室させてください。

[井上委員 入室]

<議長>

続きまして、日程 8、議案第 56 号「農用地利用集積計画の決定」の 4 番から 16 番までについて、事務局の説明を求めます。

<都市農業支援担当主幹>

ただいま議題となりました議案第 56 号「農用地利用集積計画の決定」の 4 番から 16 番までについて、御説明申し上げます。

利用権設定に係る申出の合計につきましては、13 件、24 筆、14,155 平方メートルで、その内新規設定は 6 件でございます。

権利の種類別の合計につきましては、賃借権が 1 件、3 筆、2,962 平方メートル、使用貸借権が 12 件、21 筆、11,193 平方メートルでございます。

地目別の合計につきましては、田が 3 件、8 筆、6,661 平方メートル、畑が 10 件、16 筆、7,494 平方メートルでございます。

利用目的別の件数につきましては、水稻が 3 件及び普通畑が 10 件でございます。

契約期間別の件数につきましては、3 年間が 12 件及び 6 年間が 1 件でございます。

4 番から 16 番までについては、農用地の全てについて耕作を行うことが認められ、また、耕作に必要な農作業に常時従事することが認められるものであり、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項に規定する要件を満たしているものです。

説明は以上でございます。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

<議長>

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

何か質問はありませんか。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

日程 8、議案第 56 号「農用地利用集積計画の決定」の 4 番から 16 番までについて、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

[採決 全員挙手]

<議長>

挙手全員。

よって、日程 8、議案第56号「農用地利用集積計画の決定」の4番から16番までについては、原案のとおり決定されました。

<議長>

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして、令和2年厚木市農業委員会11月定例総会を閉会いたします。

令和2年11月25日

議 長

---

議事録署名人

---

議事録署名人

---